

角栄訪問看護ステーション あかり 運営規定

(事業の目的)

第1条 この規定は、角栄ガス株式会社が設置する角栄訪問看護ステーションあかり（以下「ステーション」という。）の職員及び業務管理に関する重要事項を定めることにより、ステーションの円滑な運営を図るとともに、指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営及び利用者に対する適切な指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護（以下「訪問看護」という。）の提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 ステーションは、訪問看護を提供することにより、生活の質を確保し、健康管理及び日常生活活動の維持・回復を図るとともに、在宅医療を推進し、快適な在宅医療ができるよう努めなければならない。

2 ステーションは、指定介護予防サービスに該当する介護予防訪問看護（以下「指定介護予防訪問看護」という。）に当たって、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

3 ステーションは事業の運営にあつたて、必要なときに必要な訪問看護の提供ができるよう努めなければならない。

4 ステーションは事業の運営にあつたて、関係区市町村、地域包括支援センター、保健所及び近隣の他の保健・医療又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を保ち、総合的なサービスの提供に努めなければならない。

(事業の運営)

第3条 ステーションは、この事業の運営を行うにあつたては、主治医の訪問看護指示書（以下「指示書」という。）に基づく適切な訪問看護の提供を行う。

2 ステーションは、訪問看護を提供するにあつたては、ステーションの看護師等によってのみ訪問看護を行うものとし、第三者への委託によって行ってはならない。

(事業の名称及び所在地)

第4条 訪問看護を行う事業所（サテライトを含む）の名称及び所在地は、次の通りとする。

名称	所在地
角栄訪問看護ステーションあかり	埼玉県坂戸市西坂戸 4-23-1
角栄訪問看護ステーションあかりサテライ ト鳩山ニュータウン	埼玉県比企郡鳩山町松ヶ丘 3-2-1

(職員の職種、員数及び職務内容)

第5条 ステーションに勤務する職種、員数及び職務内容は次の通りとする(サテライトを含め主たる事業所と一体とする)。但し、介護保険法と関連法に定める基準の範囲内において適宜職員を増減することができる。

- (1) 管理者：看護師若しくは保健師 1人(常勤)
管理者は、所属職員を指揮・監督し、適切な事業の運営が行われるように統括する。
- (2) 看護職員：保健師、看護師又は准看護師 常勤換算 2.5人以上(管理者含む) 訪問看護計画書及び報告書を作成し、訪問看護を担当する。介護予防も含む。
- (3) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士：必要に応じて雇用し配置する。訪問看護(在宅におけるリハビリステーション)を担当する。

(営業日及び営業時間等)

第6条 ステーションの営業日及び営業時間は職員就業規則に準じて定めるものとする。

- (1) 営業日：通常月曜日から金曜日までとする。

但し、国民の祝日、12月30日から1月4日を除く。

- (1) 営業時間：午前8時30分から午後5時30分までとする。

2 通常24時間、利用者やその家族からの電話等による連絡体制を整備する。

(訪問看護の利用時間及び利用回数)

第7条 居宅サービス計画書に基づく訪問看護の利用時間及び利用回数は、当該計画に定めるものとする。但し医療保険適用となる場合を除く。

(訪問看護の提供方法)

第8条 訪問看護の提供方法は次のとおりとする。

- (1) 利用者がかかりつけ医師に申し出て、主治医がステーションに交付した指示書により、看護計画書を作成し訪問看護を実施する。
- (2) 利用者に主治医がいない場合は、ステーションから居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、地区医師会、関係区市町村等、関係機関に調整等を求め対応する。

(訪問看護の内容)

第9条 指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の内容は、次のとおりとする。

- (1) 健康状態の観察（血圧・体温・呼吸の測定、病状の観察など）
- (2) 日常生活の看護（清拭・洗髪等による清潔の保持など）
- (3) 日常生活の世話（食事および排泄など）
- (4) 在宅リハビリテーション看護（寝たきり・床ずれの予防、手足の運動など）
- (5) 療養生活や介護方法の指導
- (6) 認知症の介護・お世話と悪化防止の相談
- (7) カテーテル等の管理・褥瘡の処置など医師の指示に基づく看護
- (8) 生活用具や在宅サービス利用についての相談
- (9) 終末期の看護（ターミナルケア）

(緊急時における対応方法)

第10条 看護師等は訪問看護実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うものとする。主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な処置を講ずるものとする。

2 前項について、しかるべき処置をした場合には、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

(利用料等)

第11条 ステーションは、基本利用料として介護保険法または健康保険法等に規定する厚生労働大臣が定める額の支払いを利用者から受けるものとする。

また、別途定める料金表に基づき利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるとする。

- (1) 介護保険で居宅サービス計画書に基づく訪問看護を利用する場合は、以下の利用料をお支払いいただくものとする。
 - ①法定代理受領分：介護保険負担割合証に記載の負担割合に応じた額
 - ②法定代理受領分以外：介護報酬告示上の額

※但し、支給限度額を越えた場合は、超えた分の全額を利用者の自己負担とする。

(2) 医療保険の場合は、健康保険法等に基づく額を徴収する。

2 ステーションは、基本利用料のほか以下の場合はその他の利用料として、別表の額の支払いを利用者から受けるものとする。

(1) 訪問看護と連携して行われる死後の処置料

15,000 円+税とする。但し、特別な経費を要したときは別途実費とする。

(2) 次条に定める通常の業務の実施地域を越え、自動車を使用する場合の交通費

実費 1 キロメートル当たり 50 円+税とする。

(通常業務を実施する地域)

第12条 ステーションが通常業務を行う地域は、坂戸市、鶴ヶ島市、日高市、入間郡毛呂山町、入間郡越生町、比企郡鳩山町の区域とする。ただし、これ以外は相談に応じる。

(相談・苦情対応)

第13条 ステーションは、利用者からの相談、苦言等に対する窓口を設置し、指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応する。

2 ステーションは、前項の苦情の内容等について記録し、その完結日から 2 年間保存する。

(事故処理)

第14条 ステーションは、サービス提供に際し、利用者に事故が発生した場合には、速やかに区市町村、介護支援専門員、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

2 ステーションは、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、その完結の日から 2 年間保存する。

3 ステーションは、利用者に賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

(虐待防止に関する事項)

第15条 ステーションは、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、看護師等に周知徹底を図る。

(2) 虐待防止のための指針を整備する。

(3) 看護師等に、虐待の防止のための研修を定期的実施する。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 ステーションは、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（身体拘束の禁止）

第16条 ステーションは、利用者又は利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行わないものとする。

2 ステーションは、身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

（ハラスメント）

第17条 ステーションは、現場で働く職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメントの防止に向け取り組むものとする。

2 業務内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は組織として許容しない。

(1) 身体的な力を使って危害を及ぼす又は及ぼされそうになった行為

(2) 個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為

(3) 意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為

（上記は当該法人職員、取引先事業者の方、ご利用者及びその家族等が対象）

3 ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどを基に即座に対応し、再発防止に努めるものとする。

(1) 職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修などを実施する。また、定期的に話し合いの場を設け、看護現場におけるハラスメント発生状況の把握に努めるものとする。

(2) ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解除等の措置を講じるものとする。

（業務継続計画の策定等）

第18条 ステーションは、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護の提供を継続的に実施する為、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 ステーションは、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必

要な研修および訓練を定期的実施するものとする。

3 ステーションは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(個人情報の保護)

第19条 利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

2 事業所が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとする。

(その他運営についての留意事項)

第20条 ステーションは、社会的使命を充分認識し、職員の資質向上を図るために次に掲げる研修の機会を設け、また、業務体制を整備するものとする。

(1) 採用後6ヶ月以内の初任研修

(2) 年2回の業務研修

2 職員は、正当な理由がある場合を除き、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。退職後も同様とする。

3 ステーションは、利用者に対する指定訪問看護等の提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から2年間保管しなければならない。(医療及び特定療養費に係る療養に関する諸記録は3年間、診療録は5年間保管とする)

4 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は角栄ガス株式会社代表取締役社長と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(附則)

この規定は、平成30年7月1日から施行する。

この改正規定は、令和6年4月1日から施行する。

この改正規定は、令和7年3月1日から施行する。